

配偶者(扶養される妻や夫) 用

源泉控除対象配偶者・配偶者控除・配偶者特別控除判定フロー

【扶】扶養控除等申告書

【基・配・特・所】基礎控除・配偶者控除・特定親族特別控除・所得金額調整控除申告書

あなたの(納税者本人)の合計所得金額は1,000万円以下ですか？
(給与収入のみの場合、給与収入1,195万円以下)

はい
いいえ

生計を一にする配偶者がいますか？

はい

配偶者の所得見積額は95万円以下ですか
(給与収入のみの場合、給与収入160万円以下)

いいえ

はい

配偶者の所得見積額は133万円以下ですか
(給与収入のみの場合、給与収入201万5,999円以下)

はい

いいえ

配偶者控除
配偶者特別控除
どちらも該当しません

配偶者特別控除の対象です
【基・配・特・所】へ配偶者について必要事項を記入してください

源泉控除対象配偶者に該当します。
【扶】へ配偶者について必要事項を記入してください

【所得見積額】

・給与収入

給与収入額	所得金額
2,016,000円	133万円
1,600,000円	95万円
1,230,000円	58万円

・公的年金の収入

	年金収入額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	95万円
	1,180,000円	58万円
65歳以上	2,050,000円	95万円
	1,680,000円	58万円

更に

配偶者の所得見積額が58万以下＝配偶者控除の対象
(給与収入のみの場合、給与収入123万円以下)
配偶者の所得見積額が58万超～95万以下＝配偶者特別控除の対象
(給与収入のみの場合、給与収入123万超～160万円以下)
【基・配・特・所】へ配偶者について必要事項を記入してください

【注意事項】

※下記の各種証明書等の添付がないものは無効とします。

- ・配偶者に収入がある方は、配偶者の勤務先が発行した「給与支払証明書」や
年金額のわかる「年金額の改定通知書・振込通知書の写し」等の証明書を添付して下さい
- ・障がい者に該当する方は、名前や障害の程度、交付年月日のわかる 障害者手帳の写しを添付して下さい
- ・寡婦・ひとり親・障害者に該当する方は「扶養控除申告書」のC欄へチェックを入れてください

R7.源泉控除対象親族の判定フロー

扶養親族 = 6親等以内の血族、あるいは3親等以内の姻族

